

「家族性腺腫性ポリポース」が 小児慢性特定疾病になりました



小児慢性特定疾病についての概要をお知らせします。

医療費助成の対象となる「小児慢性特定疾病」が、公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築として、平成 27 年から、従来の 514 疾病（11 疾患群）から 704 疾病（14 疾患群）に拡大されました。

「家族性腺腫性ポリポース」という疾病名で追加され、医療費助成の対象となっています。

＜対象＞

対象は、18 歳未満の児童です。ただし、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者を含むとされています。

＜手続等＞

医療費助成を受けるには、手続きが必要です。以下をご参照ください。

- 新たな制度の医療費助成を受けるためには、指定医による診断書が必要になります。
- 小児慢性特定疾病に係る医療費助成の対象となるのは、指定医療機関で受診した際の医療費です。原則、指定医療機関以外の医療機関で受診した場合の医療費は、この制度の助成対象とはなりません。

＜小児慢性特定疾病に係る医療費助成の支給認定を受けるまで＞

1. 小児慢性特定疾病指定医を受診し、診断書の交付を受ける。
指定医が所属する医療機関については、お住まいの都道府県等の窓口にお問い合わせください。
2. 診断書と必要書類を合わせて、保護者が都道府県等の窓口で医療費助成の申請をする。
主な必要書類：小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書、小児慢性特定疾病医療意見書、住民票、市町村民税（非）課税証明書などの課税状況を確認できる書類、健康保険証の写し、医療意見書の研究利用についての同意書 など

政府広報オンラインより

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201412/3.html#anc04>

小児慢性特定疾病の医療費助成に係る自己負担上限額

(単位：円)

階 層 区 分	年収の目安 (夫婦 2 人子 1 人世帯)		自己負担上限額 (患者負担割合：2 割、外来+入院)		
			原則		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護等		0		
II	市町村民税	低所得Ⅰ（～約 80 万）	1,250		500
III	非課税	低所得Ⅱ（～約 200 万）	2,500		
IV	一般所得Ⅰ (～市区町村民税 7.1 万円未満、～約 430 万)		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ (～市区町村民税 25.1 万円未満、～約 850 万)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市区町村民税 25.1 万円～、約 850 万～)		15,000	10,000	
	入院時の食費		1/2 自己負担		

※重症：①高額な医療費が長期的に継続する者（医療費総額が 5 万円/月（例えば医療保険の 2 割負担の場合、医療費の自己負担が 1 万円/月）を超える月が年間 6 回以上ある場合）、②現行の重症患者基準に適合するもの、のいずれかに該当。

詳細は小児慢性特定疾病情報センター<http://www.shouman.jp/>をご参照ください。